

豊橋市立玉川小学校いじめ防止基本方針

豊橋市立玉川小学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に、学校全体で組織的に対応していく必要がある。

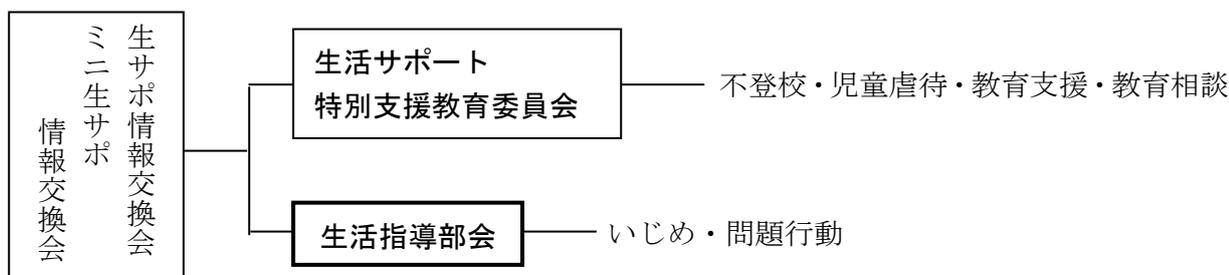
学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。本校では教育目標を「考える子、やりぬく子、助け合う子」と設定し、その目標の実現をめざし教育活動を行っている。その中で、児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、子ども同士が、互いの心と体を大切に、思いやりをもって接することのできる人間関係をつくるのが大切である。また、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりが重要である。

そのためには、児童の様子を観察することで小さな変化やサインに敏感に反応できるアンテナをもつとともに、職員間の共通理解を深め、一丸となった対応をすることが必要である。あわせて、保護者・地域と連携しながらいじめ防止に取り組んでいくことが大切である。

2 いじめ防止対策組織

この組織としては、本校においては「生活指導部会」がその役割を担う（下図参照）。いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、生活サポート主任、特別支援コーディネーター、生徒指導主任、養護教諭、担任及び学年主任で構成する。また、緊急を要する場合は、臨時の小生サポ委員会を開く。その際は、四役、担任、該当学年主任を中心に構成する。



(1) 「生活サポート」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・定期的に情報交換会を行い、児童の生活の様子についての共通理解を図る。
- ・学校生活アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結

果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- 事案への対応については、生活サポート・特別支援委員会を中心に学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

この基本方針と豊橋市教育委員会策定の「いじめの予防、早期発見・早期対応マニュアル」および「子どもの自殺予防マニュアル」をもとに取り組んでいく。

（1）いじめの未然の取り組み

- ア いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、すべての児童が安心感を抱き、自己肯定感や自己有用感を感じられる「居場所づくり」「絆づくり」を意識して教育活動を展開する。
- イ 「わかる授業」づくりに努め、児童の個性や能力に応じた教育活動を展開することにより、いじめを生まない人間関係や学校風土をつくる。
- ウ 道徳教育や人権教育を軸に、様々な教育活動を通して、仲間づくりを行い、思いやりの心を育成する。
- エ 互いに認め合い、高め合う温かい学級集団づくりに取り組む。児童が主体的に取り組める活動を展開し、達成感を味わったり成功体験を味わったりすることで、自己肯定感や自己有用感、自他を尊重する態度を育成する。
- オ 児童に「いじめは絶対に許さない」という強い信念をもたせることで、いじめをやめさせたいと思う心を育み、児童の自主的、主体的な活動による「自浄力」を高める。
- カ 「性的マイノリティ」とされる児童は、自身の状態を秘匿している場合が多いことを踏まえ、教職員が確かな人権感覚をもち、偏見をなくすとともに、性別に関する冗談やからかいを慎む。
- キ 新型コロナウイルス等感染症に対する、偏見や差別につながる言動に対しては、断じて許されないという毅然とした態度で対応する。子ども・保護者から初期症状について相談・連絡があった場合は丁寧に対応する。個人情報の管理を徹底するとともに、罹患した場合であっても感染者が特定されることのないよう、十分配慮する。

（2）いじめの早期発見の取り組み

- ア 児童の心身の状況や変化を的確につかむ健康観察を行う。また、児童との日常の交流を大切にし、生活日記や連絡帳、個人面接、休み時間中の雑談等、日ごろから児童に寄り添う姿勢をもち続けるよう努め、児童や保護者との信頼関係を築く。
- イ 教職員が学校生活のあらゆる場面において一人一人の児童を見守り、情報を共有する。そのため、特に学年内での日ごろの情報共有を大切にし、報告・連絡・相談・確認を重視する。
- ウ 「学校生活アンケート」の質問項目はいじめに特化せず、生活すべてをとらえるものとする。児童の実態把握に努める。アンケート回収後、全員と面談を行う。（面談週間〈すっきりウィーク〉を設け、悩みや困っていることは特に詳しく聞く。）

エ 定期的な面接だけでなく、教職員が常に児童の話に耳を傾ける姿勢を保ち、養護教諭やスクールカウンセラー等を含め、児童が相談したいときにすぐに応えられるよう、校内の教育相談機能の向上に努める。

オ 児童の発達段階に応じて教科、特別活動、総合的な学習の時間等を活用して行う情報モラル教育の充実に向け、研修会などを実施する。

また、インターネットやSNSによるいじめ、下校後のいじめなど見えにくいいじめにも注意を払う。さらに、地域から情報が得られるような体制を構築し、いじめの早期発見に役立てる。

(3) いじめへの早期対応

ア いじめを認知したら、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに「生徒指導部会」を開き、組織で対応する。その場合には、多方面からの情報を収集、整理することにより全体像を把握し、解決に向けた手順と方針を決定し、共通理解を図る。そして、いじめを受けた児童への支援と、いじめを行った児童の指導を分担し、継続される支援・指導が、担任など特定の教職員へ負担がかからないよう留意する。

イ いじめを通報・相談した児童のプライバシーを確実に守る。勇気をもって教職員にいじめを通報・相談した児童の行動を認め、いじめを通報・相談してきた児童の安全を確保するための取り組みを徹底する。

ウ 周囲の児童に対しては、自分たちのこととして問題をとらえさせ、いじめの傍観者にならず、いじめ問題の解決に向けた一歩を踏み出す勇気もてるようにする。

エ 校内の組織や教職員だけでなく、保護者の理解、協力を得ながら対応するとともに、関係機関との連携も視野に入れて対応する。

(4) 自殺等重大事態につながる可能性がある場合の対応

自殺等重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態と定義する。児童が自殺をほのめかすなど、自殺等重大事態につながる可能性がある場合は、教職員の対応が当該児童に刺激を与えることがないよう留意し、迅速に目立たず対応する。

ア 校長のリーダーシップのもと、直ちに「生徒指導部会」や職員会議を開き、「子どもの自殺防止マニュアル」（平成25年豊橋市教育委員会策定）に基づき、事実関係や今後の方針についての情報を共有する。

イ 直ちに教育委員会に報告して情報を共有し、連携して対応する。

ウ 全教職員が危機感をもって速やかに当該児童の見守り体制を構築するとともに、家庭や関係機関、スクールカウンセラー、各種相談機関等の連携を図る。

4 重大事態への対応

重大事態には、自殺等重大事態と「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」不登校重大事態の2つがある。

(1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、【重大事態発生時の調査対応図】に基づいて対応する。

(2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「玉川小学校いじめ調査委員会」を設置し、事案に応じてスクールカウンセラー、市の臨床心理士や教育相談員を加えるなどして対応する。

- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。
- (4) 関係機関との連携を取り、加害・被害双方の児童や保護者の心のケアに努める。

5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、生活サポート・特別支援委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。

6 その他

- (1) 生活サポート・特別支援委員会の中にいじめ防止に関する校内研修を実施し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。その際、文科省や県教委作成による「生徒指導リーフ」の積極的な活用を図る。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は年度当初に保護者への周知を図る。
- (3) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。